

## 熊取町プレミアム付商品券 参加店を募集します。

熊取町・熊取町商工会において、10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域の消費を喚起・下支えすることを目的として、町内の登録店舗で使用出来るプレミアムを付けた町内共通商品券（5千円分）を4千円で発売致します。（1人5セットまで）

※購入対象は、非課税世帯や2歳児までの子どものいる世帯のみ

【発行冊数】45,500セット

【利用有効期間】令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

この商品券が利用できる参加店を下記概要のとおり募集致しますので、是非この機会にご登録いただき、販売促進にお役立て下さい。

### 参加店募集概要

**登録申請締切** 令和元年7月31日（水）

※登録申請締切以後の登録は、加盟店一覧のチラシ等に事業所名が記載されない場合があります。

### 参加店登録資格

町内に店舗、事業所等を有し営業をしている事業者（商品券の利用は、町内の店舗に限ります。）

※但し、以下の事業者は対象外とします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 商品券の利用対象とならないもののみを取り扱う事業者
- ④ 次のいずれかに該当する事業者。
  - ・ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員であると認められる事業者
  - ・ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者
  - ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められる事業者
  - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる事業者
  - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者

**参加店登録・換金手数料** 登録料無料、換金手数料無料

### 参加店登録の申請方法

熊取町プレミアム付商品券参加店登録申請書兼誓約書にご記入の上、熊取町商工会へお申込下さい。

・ 熊取町商工会へ直接お持ち下さい。（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）（FAX不可）

熊取町野田2-9-20（熊取町役場前）

（裏面に続く）

## 商品券の流れ（販売から換金まで）

主な流れは以下のとおりです。

また、登録されますと事務局より必要書類を送付させていただきます。

1. **登録店証の掲示**：登録いただいた店舗については、利用できるお店であるとわかるよう目立つところにステッカー（登録店証）を貼って下さい。
2. **商品券を利用されるお客様が来店されたら**
  - ① 一枚500円ですので、同額商品・飲食などと引換えて下さい。
  - ② できれば商品券の発行に合わせ、独自のキャンペーンの実施など、消費拡大に向けた取り組みをお願いします。
3. **商品券に店舗の記入**

お客様から受取った商品券は、券裏面の取扱店欄にスタンプやボールペンなどで店舗名をご記入下さい。

#### 4. 商品券の換金

換金は熊取町商工会において行います。詳しくは登録後にお送りする書類でご確認下さい。

注）なお参加登録されていない店舗については換金は致しません。

お問い合わせ先

熊取町商工会 TEL 072-453-8181 FAX 072-453-8183

登録No.

## 熊取町プレミアム付商品券参加店登録申請書兼誓約書

熊取町商工会行き

熊取町プレミアム付商品券発行事業の趣旨に賛同し、参加店登録申請にあたり、参加店募集概要及び裏面「商品券に係る留意事項」について遵守して申し込みます。

また、万一不正行為等を行った場合、一切の「熊取町プレミアム付商品券」の換金中止、登録取扱店名の公表、法的措置などを取られても一切異議は申しません。

店名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
	印
業種	
店舗所在地	(〒590- )
電話番号	072 ( )
FAX番号	072 ( )

お申込先

熊取町商工会

熊取町野田2-9-20

TEL 072-453-8181

FAX 072-453-8183

## ●商品券に係る留意事項

### ①利用対象にならないもの

- ア、出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
- イ、有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ウ、たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- エ、風俗営業等の規則及義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- オ、土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関する支払い
- カ、現金との換金、金融機関への預け入れ
- キ、商品券の交換又は売買
- ク、事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ケ、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

### ②取り扱いに関すること

- ア、利用店舗において、利用期間内に限り利用可能としますので、有効期限が過ぎた商品券は受け取らないでください。
- イ、購入後の返品はできません。
- ウ、現金との引き換えはできません。
- エ、釣り銭は支払わないでください。
- オ、商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（熊取町）は責任を負いません。
- カ、利用店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識するよう明示してください。
- キ、当該プレミアム付商品券以外にも、近隣市町で類似のプレミアム付商品券の発行が予定されており、類似のプレミアム付商品券と混同される恐れがあるため、類似のプレミアム付商品券の発行状況を把握するとともに、利用者及び取扱店舗に対し、十分な説明及び配慮を行ってください。